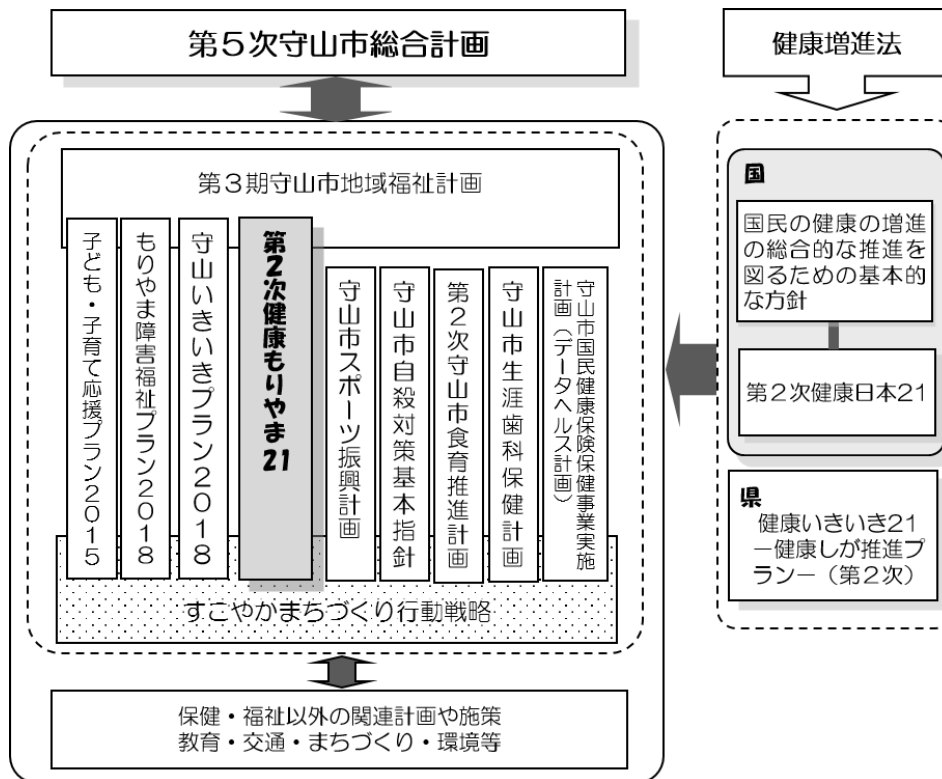


第6章 今後の計画の推進

1 計画の位置づけ

計画策定後、関連計画の改正が行われたことから、以下のとおり整理しなおしました。

■ 計画の位置づけ



2 計画の周知・広報

この計画は、市民が「自分の健康は自分で守る」ことを基本に、自らの意思で生涯を通した健康づくりに取り組むとともに、家庭・職場・地域など、仲間と一緒に進むための計画です。そのため、計画の趣旨を市民ひとりひとりが理解し、健康づくりに取り組めるよう、計画の周知徹底を図ります。

3 計画の推進体制

この計画に基づく健康づくり運動を推進し、より効果的な支援を行うための環境づくりを進めるため、庁内の関係各課が連携し、全庁的な取組を展開します。

また、県・医療機関や企業等市内外の関係機関に理解と協力を得られるよう努めるとともに、十分な連携を図ります。

さらに、健康推進員をはじめ健康づくりに関連する市民活動団体や自治会等地域団体と連携し、総合的・一体的な取組を進めます。

なお、食育推進計画、国民健康保険保健事業実施計画、歯科保健計画、自殺対策基本指針等とも整合を図り、一体的に推進します。

4 計画の進行管理

この計画に基づく施策や取組については、「守山市すこやかまちづくり行動戦略等市民推進会議」において計画の評価・見直しを行うとともに、この計画の進捗状況について意見を聴き、施策を推進していきます。

さらに、庁内の推進体制として、「守山市すこやかまちづくり行動戦略等庁内推進会議」において年度ごとの進捗状況を把握し、施策の充実について協議を行うことにより、この計画の着実な推進を図ります。

第2次健康もいやま21推進体制

健康寿命の延伸

生活の質の向上

健康づくりの「わ」

守山市すこやかまちづくり行動戦略等市民推進会議・庁内推進会議
による重点プロジェクトの推進・進捗管理・評価・見直し

和

環

輪

話

市民

(個人・家庭)

民生委員・児童委員

学校

保育園

幼稚園

こども園

医師会

歯科医師会

薬剤師会

JA

職域

市役所

その他関係者

患者団体

ボランティア団体

スポーツ推進員

体育協会

栄養士会

商工会議所

健康推進員

老人クラブ

自治会